平成25年6月定例会 県土整備委員会(事前) 平成25年6月5日(水) 〔委員会の概要 県土整備部関係〕

寺井委員長

休憩前に引き続き,委員会を開きます。(11時15分)

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際,県土整備部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(資料①)

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算 (第1号)
- 議案第9号 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について
- 報告第1号 平成24年度徳島県継続費繰越計算書について
- 報告第2号 平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 平成24年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第8号 訴えの提起に係る専決処分の報告について
- 報告第10号 損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 平成25年度入札・契約制度の改正について(資料②)
- 平成24年度における県内建設業者の県工事の入札参加・受注状況について (資料3)
- 「設計津波(L1津波)の水位」の公表について(資料④)
- 本四高速道路の料金の動向について(資料⑤)
- 歩道橋ネーミング・ライツ事業におけるパートナー企業の決定について(資料⑥)
- 香港からの国際チャーター便の就航について(資料⑦)
- 那賀川の渇水状況について

中内県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、 御説明申し上げます。お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。今回、御 審議いただきます案件は、平成25年度一般会計補正予算並びにその他の議案等といたしま して、条例案、損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償額の決定について平成24 年度継続費繰越計算書、同じく繰越明許費繰越計算書、事故繰越繰越計算書及び専決処分 の報告でございます。 それでは、資料の1ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算・総括表でございます。表の下から3段目計の欄を横に御覧ください。左から3列目補正額の欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で5,735万円の増額をお願いしております。その右隣の計欄には、補正後の額を記載してございますが、510億5,375万1,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございますが、今回、特別会計の補正は ございません。

続く3ページから5ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。 まず、住宅課でございますが、木造住宅の安全・安心な耐震リフォームを促進するため、 住宅所有者とリフォーム業者のマッチング及び助言等を行う耐震リフォーム・コンシェル ジュの派遣等に要する経費として、735万円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。河川振興課と次の5ページ記載の運輸政策課では、新「L1津波対策」海岸施設等整備計画策定事業といたしまして、設計津波の水位いわゆるL1津波の水位の公表に伴い、南海トラフの巨大地震を迎え撃つ事前防災・減災対策を推進するため、施設整備の基本となる海岸保全基本計画等の策定に要する経費として、それぞれ、河川振興課4,000万円、運輸政策課1,000万円の補正をお願いしております。なお、L1津波の水位の公表につきましては、後ほど、概要を御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

6ページをお開きください。その他の議案等でございます。まず,(1)条例案でございます。ア徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案では,福島復興再生特別措置法の一部が改正され,公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例規定が第21条から第30条に移動したことに伴う,所要の改正を行うものでございます。

7ページを御覧ください。(2) 損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償額の決定についてでございます。民事訴訟法第89条の規定による訴訟上の和解の勧告に従い、中段に記載の内容で、県の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

次に、8ページをお開きください。(3) 平成24年度継続費繰越計算書でございます。園瀬橋上部工架設事業,加賀須野橋上部工架設事業につきましては、継続費により事業を進めておりますが、2事業合計で平成24年度継続費予算現額の計欄、最下段11億9,000万円に対し、その3つ横の翌年度逓次繰越額6億2,400万円が逓次繰越となったものでございます。

9ページを御覧ください。(4) 平成24年度繰越明許費繰越計算書でございます。平成25年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決をいただいたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

9ページから12ページでは、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

12ページをお開きください。 7課の翌年度繰越額の合計額につきましては、合計欄にご

ざいますとおり、270億1,016万5,807円となっております。

13ページを御覧ください。特別会計の繰越明許費でございます。まず、公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、

2,489 万 4,603 円でございます。また,流域下水道事業特別会計では,5,934 万円,港湾等整備事業特別会計では,1億2,701 万 9,600 円の繰越額となっております。

14ページをお開きください。(5) 平成24年度事故繰越し繰越計算書でございます。一般会計では、翌年度繰越額欄に記載のとおり、1,346万3,000円の繰越額となっております。これら繰り越しました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

15ページを御覧ください。(6) 専決処分の報告についてでございます。まず、訴えの提起に係る専決処分につきましては、県営住宅の家屋明渡し及び家賃、損害金の支払請求に係る訴えの提起に関し、1件、専決処分を行ったものでございます。

次に、16ページから17ページにかけては、道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専 決処分について、記載してございます。名西郡神山町地内の国道 438 号などで発生しまし た道路事故17件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決 処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、7点、御報告させていただきます。

第1点目は平成25年度入札・契約制度の改正についてでございます。入札・契約制度に つきましては、徳島県入札監視委員会・入札制度検討部会からの提言、県議会での御論議 を踏まえ、お手元に御配布の資料(その1)のとおり改正いたしました。その主なもので ございますが、1の地元企業の育成と適正な競争環境の整備といたしまして、(1)の格付 けの見直しでは、発注件数や業者数の減少など、本県の建設産業の状況を踏まえ、等級別 発注上限額や等級別業者数を見直したところであります。また、(2)の総合評価落札方式 の充実では、企業や技術者の技術力を重視する観点から工事成績の評価方式等を見直すな ど、制度の充実を図ったところであります。次に、2のダンピング対策の推進といたしま しては、低入札に対するペナルティ強化や低入札による落札者に対する下請契約適正化調 査の重点実施など、対策の強化を行ってまいります。3の円滑な事業執行への対応といた しましては、工事量の増大に伴う技術者不足などの課題に対応するため、技術者の配置要 件や現場代理人の常駐義務を緩和するなど、地域の建設企業の円滑な受注に向け、きめ細 やかな対応を行ってまいります。なお、今回の改正につきましては、格付の見直しなど一 部を除き、5月1日から運用いたしております。入札・契約制度の運用に当たりましては、 引き続き、地域経済の活性化や地域の雇用確保などに配慮しながら、今後とも検証を加え、 不断の見直しに努めてまいりたいと考えております。

第2点目は、平成24年度における県内建設業者の県工事の入札参加・受注状況について でございます。県発注の全工事の受注額の集計がまとまりましたので、資料(その2)の とおり、上位50社までを記載いたしまして、お手元にお配りしております。 第3点目は、設計津波(L1津波)の水位の公表についてでございます。

お手元の資料(その3)を御覧ください。設計津波の水位は、100年から150年の頻度で発生する津波、いわゆるL1津波に対して、海岸保全施設整備の根拠となるものであり、去る3月29日に、南海トラフ巨大地震の影響を受ける地域で初めて、公表したところであります。この設計津波の水位は、県内の沿岸を25の地域海岸に分け、過去の津波の記録やシミュレーションなどを基に、各地域海岸毎に設定をしております。この結果、設計津波の水位に対し、既設の海岸保全施設の延長145.9キロメートルのうち、約35パーセントの施設で高さが不足しております。また、阿南以北と橘以南の状況は、表に記載のとおりでございます。今年度におきまして、海岸保全基本計画の見直しに着手し、避難時間の確保に必要な高さに対する海岸保全施設の嵩上げ等から、取り組んでまいりたいと考えております。

第4点目は、本四高速道路の料金の動向についてでございます。お手元の資料(その 4)を御覧ください。本四高速は、他の高速道路に比べて割高な料金設定となっておりま す。2番の現行料率の比較を御覧ください。ネクスコ普通区間が1キロメートル当たり 24.6円であるのに比べ、大鳴門橋は10.3倍、明石海峡大橋では16.4倍もの料率となってお ります。次に、中段の3. 本四料金検討の状況でございます。平成23年12月の今後の高速 道路のあり方中間とりまとめや平成24年2月の国と本四関係府県市との合意によって、全 国共通料金・導入を目指すことが決まりました。本四高速に全国共通料金が導入されると のグラフを御覧ください。国と地方の合意内容などから本県独自に試算を行いますと、陸 上部はネクスコ普通区間並み,海峡部は伊勢湾岸道路並みとして,普通車通常料金では, 現行より4割程度安くなって3,200円となります。なお、料金割引が廃止された場合は、 土日祝日に、現行より高くなるとの試算も出ております。今後の料金制度の在り方につい ては、国の社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会において、検討されていると ころであり、第9回部会では、3つのシンプルで分かりやすい料金体系が示されるととも に、今後の料金割引については、現行の料金割引を評価、整理し、割引のあり方を検討す る必要があると示されたところであります。そこで、県といたしましても、地域間格差を 是正するため、平成26年度より全国共通料金を確実に導入と割引制度の維持について、去 る5月30日に、国に対し政策提言を行ったところであり、今後とも、部会等の動きを注視 しつつ、関係府県市などとも連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

第5点目は、歩道橋ネーミング・ライツ事業におけるパートナー企業の決定についてでございます。お手元の資料その5を御覧ください。平成24年度から、県が管理する歩道橋につきまして、ネーミング・ライツ制度を導入し、パートナー企業を募集したところ、元町歩道橋、新町橋二丁目歩道橋の2基に株式会社ワークスタッフから応募があり、徳島県ネーミング・ライツ制度パートナー企業選定委員会で審査した結果、パートナー企業として決定いたしました。この度のネーミング・ライツは、歩道橋の桁部分に愛称などを標示するものであり、元町歩道橋の施設命名権料は、5年間で180万円、新町橋二丁目歩道橋の施設命名権料は、3年間で72万円、愛称は、2基ともワークスタッフとなっており、5月29日から歩道橋への標示を開始しております。今回の結果により、ネーミング・ライツ

制度を導入した県管理の歩道橋は3基となりました。

第6点目は、香港からの国際チャーター便の就航についてでございます。資料(その6)を御覧ください。この度、香港の旅行会社EGLツアーズによる合計12往復の国際チャーター便の就航が決定いたしました。期間は、7月17日から8月30日までの約1ヶ月半で、同社の本格的なチャーター便としては、四国初となるものです。このチャーター便につきましては、本県での宿泊及び県内観光地を組み込んだツアーが催行される予定であり、本県を訪れる多くの香港の方々には、阿波おどりや大歩危峡など、本県の魅力を体験・堪能いただきたいと考えております。今後、今回のチャーター便の就航を契機に、特に東アジアや東南アジア地域の航路について、広く情報収集を行い、チャーター便の誘致に取り組むことなどを通じて、徳島阿波おどり空港の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

第7点目は、那賀川の渇水状況について、御報告申し上げます。配付資料はございませんが、那賀川水系においては、4月中旬以降、少雨の状況が続いており、特に5月の降雨量は110mmとなり、平年値の38パーセントと大きく下回っております。この影響により、長安口ダムと小見野々ダムを併せた総合貯水率が大きく低下してきたことから、県では、5月21日に渇水対策本部を設置し、被害状況の把握や水質のモニタリング等、関係部局と連携して対応しているところであります。利水者の方々の御協力の下、5月11日から那賀川渇水調整協議会により、農業用水10パーセント、工業用水10パーセントカットの自主節水が開始され、その後、5月28日には農業用水50パーセント、工業用水50パーセントまで取水制限が強化されたところであります。現在、5月末の降雨により、総合貯水率は約42パーセントまで回復し、一時の深刻な状況を脱しつつありますが、依然として、農業用水40パーセント、工業用水40パーセントの取水制限が継続されており、今後の天候によっては、渇水の長期化が懸念されることから、引き続き、渇水対策本部を中心として、全力で対応してまいります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

寺井委員長

以上で,説明等は終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑をどうぞ。

岸本委員

資料に基づいて何点か確認させていただきたいと思います。まず, 7ページの損害賠償 請求に関する訴訟上の和解について, 中身をもう少し具体的に説明していただけますか。

東村道路政策課長

ただいま御質問ございました資料7ページの損害賠償請求の件でございます。これにつ

きましては、道路上の落石事故に係るものでございまして、事故の概要につきましては、 平成21年9月に、那賀町内におきまして、国道 195 号を走行中の二輪車に山側斜面からの 落石が直撃して、その衝撃で二輪車が操作不能となり、斜面に激突、車両が全損するとと もに、運転していた方が傷を負ったという内容でございます。この方が大学生だったので すけれども、そのけがを負ったことによりまして、留年するということがございまして、 このあと、平成24年9月に、県に損害賠償請求がございました。その額につきましては、 1、100万円余りを支払うようにという内容で、先般、和解勧告を裁判所からいただきまして、500万円という額で和解する方向で話がまとまってきているという状況でございます。

岸本委員

はい。分かりました。それでは6ページ、県営住宅のことが出ましたので、県営住宅の 去年のPFIの事業からの経過といいますか、これと関連しまして県営住宅の家賃の集金 義務というのはどちらにどのように発生するのですか。

松井住宅課長

平成24年2月議会で契約の締結について議会の承認をいただきましたPFI事業で新たに整備された住宅における家賃の収入についての御質問でございますけれども、この家賃につきましては、県のほうで徴収させていただいております。ただ、家賃滞納等の指導につきましては、PFI事業者のほうで実施をしていただくということになります。

岸本委員

PFI事業者のほうで集金をして、集金がないほうは県のほうのマイナスとして計算するということですか。

松井住宅課長

家賃の収納はPFI事業者を介することなく入居者の方から県のほうに納付されるということになっております。滞納等ございましたら、それについての指導についてはPFI事業者に指導していただき、その結果、入居者のほうから県のほうに納付されるということになっております。

岸本委員

はい、分かりました。それともう一点は、香港からの国際チャーター便の就航について、 これについては、県からの補助金というのは、県の経費でどのようになっているか教えて もらえますか。

秋川交通戦略課長

香港からの国際チャーター便の助成についてでございますが、今回のチャーター便につきましては3回以上飛んでくるということと、県内で1泊するツアーであるということで

ございますので、1ツアー当たり35万円のインバウンド国際チャーター便の助成が適応されるということでございまして、旅行会社からの申請がございますれば実績に応じて助成することになるいうルールになっております。以上でございます。

岸本委員

1回当たり35万円。1便当たりということですか。

秋川交通戦略課長

このツアーについては、1泊当たりというのが条件になっております。ですから、実際 具体的なコースをみますと、飛行機が飛んできて1泊して次の便で帰ります。けれども、 チャーター便ということに着目せずにツアーの1泊について着目していただいたほうが分 かりやすいと思います。ですから、12便飛んできておりますけれども、最初は来て空で帰り、最後は空で来て積んで帰りますから、実際ツアーとしては、11ツアーになります。以 上でございます。

達田委員

ただいま御説明いただきました3ページについて、住宅建設費の木造住宅振興費で、安全・安心なリフォーム・コンシェルジュ事業予算が735万円となっておりますが、この内訳について、何にいくらお使いになって、そして、今までにも相談事業というのはあったと思うのですが、具体的にどこがどのように違うのか説明していただけたらと思います。

松田住宅課建築指導室長

ただいま今年度6月補正予算として新規にお諮りいたしております安全・安心なリフォ ーム・コンシェルジュ事業について、御質問をいただきました。この事業は、大きく2つ の柱で構成いたしておりまして、1つは、耐震リフォーム・コンシェルジュと称する建築 の専門家を市町村の求めに応じて市町村で開催する相談会でありますとかイベントの際に 派遣をいたしまして、耐震診断を受けられた方、またこれから耐震診断を受けようとされ る方を対象としまして、住宅相談を受けるというものでございますが、この費用といたし まして210万円を予定しております。また、それとは別に、これまで県民の方々が耐震診 断から耐震改修になかなか移行していただけないということで、私どもは大きな課題であ ると考えております。その原因を考えてみますと、どこへ頼んで良いか分からないですと か、工事費がどれくらいかかるかも若干不透明であるといったような御意見をいただいて おります。そういった県民の不安にお応えするために従来の補助制度だけでなく、改修事 例、こういう改修をすると大体工事はこれくらいですよ、それから、県内の耐震改修の施 工業者さん、こういう業者さんがおいでになってそれぞれこんな改修実績がございますと いうようなものを写真等を入れて分かりやすく御説明するためのパンフレットを作成しよ うと考えてございます。このパンフレットの作成費用が 525 万円ということでただいま予 定をしております。

もう一つの御質問でございますけれども、これまで平成24年度までも住宅相談等は、建築関係団体等にも御協力をいただきながら実施をしてきているわけではございますけれども、それぞれの市町村さんで相談に来られる方は御高齢の方も多うございますので、これまで徳島市内でありますと、徳島県建築士会の事務局で毎週住宅相談を開いておりましたけれども、今回更に規模を拡大して、できるだけ近くで住宅相談を受けていただけるようにそれぞれの市町村で住宅相談会等ももっていきたいと思っております。今回御要望しておりますコンシェルジュ事業につきましては、そういった点が特徴となっているわけでございます。

達田委員

いただいた資料によりますと、住宅を持っておられる方が非常に高齢者の方が多いというということで、住宅リフォームの御意向も60パーセント近くの方が計画中であるとか、したいが困難ということで回答されておられるのですよね。ですから、お金の問題とかいろんな問題があると思いますけれども、主に高齢者の方が相談しやすいような、そして、やっぱり希望を持って安全な住宅に住めるような方向で進めていただけたらと思いますので、要望させていただきます。

次なのですが、先ほど落石事故による損害賠償ということでお話がございましたが、それとともに損害賠償の専決処分というのが17件出ております。この中で見てみますと、先ほども 195 号なのですが、17件の中で 7 件が 195 号で起きていると、非常に事故の回数が多いのではないかと思うのですけれども、この 195 号の落石防止、あるいは安全に通行できるような対策ということで、立派なトンネルもできて改修はされているのですが、それでもなお危ない所が残っているのではないかと思うのですが、今の現状はどうなのでしょうか。

東村道路政策課長

委員から御質問ありました国道 195 号における落石事故の状況ということで,まず御説明させていただきたいと思います。今回 6 月議会に御報告申し上げました道路事故につきましては,説明資料16ページから17ページのとおり,全部で17件,このうち落石事故が15件でございます。このうち先ほど委員から御質問ありました 195 号につきましては 7 件となっております。それから昨年度,平成24年度 1 年間の状況で申し上げますと,道路事故の件数は全部で39件で,落石事故はそのうち20件ということで,またそのうちの 195 号での事故は 7 件という状況でございます。更に過去に遡りまして平成21年度から24年度までの4年間ということで見てみますと,全体の事故の件数は 155 件,このうち落石事故が約7割の 105 件,このうち国道 195 号での落石事故が37件という状況でございます。以上でございます。

達田委員

今現状で4年間ほどの御報告をいただいたのですけれども、この195号につきましては、

2006年,2008年にも大きな石が落ちてきまして人身事故とか起きてますよね。大きなのがトレーラーに落ちてきたり、男性の方が亡くなられたりとか非常に危ないということで地元のみなさんの強い要望もありまして折宇バイパスができていったということなのですけれども、まだまだ地質の関係もあるのではないかと思うのですが、落石が非常に多いということで、危険箇所の点検そして対策というのは、県のほうでもされてると思うのですが、その現状はどうでしょうか。

久保予防保全担当室長

落石対策の状況等についての御質問でございます。本県は県域の約8割が急峻な山地で ございまして、それに地質が脆弱であり、さらに雨量も多い厳しい自然条件でございます ので、落石とか山腹崩壊などの危険箇所を多く抱えた状況にございます。これに対処する ために平成8年と9年に道路防災総点検を実施するなど従来から定期的に点検を実施して おりまして、落石等の自然災害により道路交通の被害発生の恐れのある箇所を未然に把握 いたしまして、対策の必要な箇所について、計画的な防災対策に努めてきておりました。 それから今委員がおっしゃいましたように平成18年度に一般国道 195 号において落石の死 傷事故がございました。それを受けまして平成18年に道路法面の緊急点検も実施しており ます。先ほど言いました平成8年、9年の道路防災総点検結果と合わせまして落石対策を 要する約1,700箇所を抽出してございます。これまでの落石対策の進捗状況でございます けれども、要対策箇所の 1,700 箇所のうち 230 箇所につきまして対策を完了したところで ございます。今後の取組ということなのですけれども、今後ともこれらの点検結果をもと に落石の危険度とか、緊急輸送道路などの道路の持つ性格とか道路災害によって集落が孤 立化するなどの社会的影響も勘案した上で、今後も計画的効果的に対策を進めたいと考え ております。更に道路パトロールによります日常の防災点検などの強化ということで、ソ フト面についても充実を図りましてハード、ソフト両面を合わせた総合的な落石対策を推 進し安全確保を図っていきたいと考えております。

達田委員

梅雨の頃になって湿った所をずっと通っていますと、とにかくもう、ぽろぽろぽろぽろと落ちている跡があるのですよね。非常に落石しやすい地盤の所に道路があるんだなと思いながら私も通るのですけれども、この道路を安全に通れるように早くしていただきたいなと思うのは、やはり高知と徳島の最短距離ということで非常に重要なルートであると思うのです。ですから、阿南などから行く場合に、最短距離が整備されれば、遠いところを回っていかなくても高知に行ける、また、高知の方も最短距離で物流できるということで、非常にいいコースだと思いますので、整備を十分に行っていただきたいと思います。それについての予算なのですけれども、やはり予算がつかない限りきちんとできないのではないかと思うのですけれども、南部県民局のほうできちんとその整備の予算というのは増えているんですか。

久保予防保全担当室長

落石対策の予算でございますけれども、今年度2月補正予算と当初予算を含めまして14か月予算にしますと、県内で11か所で5億7,000万円を計上してございます。これにつきましては、昨年度と同程度の規模となってございます。

達田委員

しっかりと対策を行っていただけますように要望をさせていただきたいと思います。それで、最後に1点だけなのですが、先ほどの国際チャーター便の就航なのですが、県も補助金を出すということですので、経済効果をきちんと検証して県民の皆さんにお知らせができるようにするべきだと思うのですが、中国からの分についてもちょっとよく分からなかったということで言われておりますが、これにつきましては、終わった段階できちんとそういう検証をして県民の皆さんにお知らせができるというようなことをされるのでしょうか。

秋川交通戦略課長

今回のチャーター便の経済効果についてでございます。このチャーター便につきましては、私どもだけではなく商工労働部と連携してやっております。ですので、チャーター便の就航が終わりましたら、今後に引き継ぐためにも、そういうものについてはしっかり検討していきたいと考えております。以上でございます。

達田委員

それでは、要望ですのでね。やはり税金を使う以上、どれだけの効果があったかというのをぜひ皆さんにお知らせできるようによろしくお願いをしたいと思います。

重清委員

先ほど設計津波の水位の公表が出て、補正予算の4ページ、5ページで海岸保全基本計画等の策定に要する経費が河川改良費と港湾建設費に出ているのですけれども、今回発表された避難時間の確保に必要な高さに対して、高さが不足している施設延長の12.9キロメートルという数値について、これは海岸ですか。河川ですか。どちらの分を報告されたのでしょうか。

森河川振興課長

今,委員のほうから今回示した数値につきましては、海岸のものか河川のほうの対策かという御質問でございます。今回お示しさせていただいた数値につきましては、海岸の整備のための延長ということでお示しさせていただいております。以上でございます。

重清委員

海岸では既にこうやって全部,全体で145.9キロメートル。それで,設計津波の水位に

対して高さが不足している施設延長が51.8キロメートル,それから避難時間の確保に必要な高さに対して高さが不足している施設延長が12.9キロメートルと出ているのですが,河川についてはできているのですか。行動計画ではもう既に公表されているのかどうか,1年間県土整備委員会にはおりませんでしたので,どこまでできているのか分かりませんので。ちょっと教えてもらえますか。

森河川振興課長

今,委員のほうから河川について今回海岸でお示しした設計津波に相当する進捗状況という御質問でございます。今回3月に海岸線の設計津波の水位について公表させていただいたものでございますけれども、河川につきましてはお示しさせていただきました設計津波の水位をもとに河川を遡上する津波水位の検討を今進めているところでございます。今後この検討結果を整備させていただいてまたお示しさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

重清委員

そうしたら、海岸線だけが今津波高が測れて総延長も分かったと、不足しているところも分かったと、河川は今からやると、今度組んでいる補正予算は河川が分からない分、何をやろうとしているのですか。これを踏まえてこれから必要な所、いろいろ基本計画全体を立ててすると思うのですけど。これは普通であれば両方出てきて分かって、両方の基本計画策定になったら分かるのですけれども。そこらどういう順序立てになっているのか。

森河川振興課長

今回の補正予算で提案させていただいております調査でございますけれども、今回の補 正予算の提案案件の中身につきましては、委員御質問のとおり、海岸の基本計画の策定が 入ってございます。それに併せまして河川の遡上に関係するものにつきましてもこの補正 予算の中で、検討させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

重清委員

そうしたら海岸と河川と同じように今から検討は進めていけるということですね。河川については、今こういう数字が出てなくても、ここだったら河川がどれだけ不足しているのかなというのを知りたかったのですが、今から検討、調査でしょ。それだったらこれがなくても進んでいく。それと一番聞きたいのは、いつ頃できるのですかね。この計画がないと次の事業に入れませんので。これがいつできるのですか。これの一番大事なのはこの出てきている12.9キロメートルだと思うんですけど、まずそのためには計画が必要なんです。ということで、これがいつ頃できるのかという見通しはどうですか。

森河川振興課長

委員のほうから今回の調査委託、提案させていただいたものにつきまして、いつ完了するのかという御質問でございます。今回提案させていただきました補正予算の御承認をいただいた後に発注するわけでございますけれども、県といたしましては今年度末を目途にこの策定計画を取りまとめたいと考えてございます。以上でございます。

重清委員

早期な策定を要望しておきます。それと最後に1点,先日国のほうで,海部道路調査区間ということで公表いただきまして,本当に飯泉知事をはじめ中内部長,そして県土整備部の皆さん,当然国土交通省河川国道事務所の皆さんの御協力また御尽力を頂き本当にありがとうございました。地元住民を代表してこの場で感謝申し上げます。ありがとうございました。この問題については,私が初めて県会議員に当選させて頂きまして最初の議会で質問いたしました。そのとき議場でおられた部長さんで残っているのはおそらく飯泉知事が県民環境部長で,あとの部長さんは全て変わったと思いますけど,10年かかりました。本当に思いがあります。それから今,発表いただきましたけれど,概略ルート構造の検討ということで,今から詳細ルート構造の検討,都市計画環境アセスメントを進めるための調査,新規事業採択時評価,それから新規事業化です。新規事業化になるため,今年度どのように県土整備部として取り組まれていくのか。この1点だけお伺いして終わります。

新居高規格道路課長

調査箇所に認められました海部道路につきまして、今年度どのように進めるのかという 御質問でございます。御承知のように本県の高速交通ネットワーク,鳴門から阿南間は、 四国横断道ということで整備がどんどん進んでございます。阿南から南につきましては阿 南安芸自動車道ということで、この中で唯一、事業化の目途が立っておりませんでした海 部道路につきましては、今委員の話にありましたように今年度調査箇所ということで調査 区間と同じような位置づけでございますが、これから新規事業化に向けた調査が進んでい くということで、ルートでございますとかあるいは道路の構造、事業の必要性、効果、そ れから非常に大事なところでございますが、新規事業化に向けての優先区間の検討、様々 な検討が国においてなされてまいりますので、それらが円滑に進みますように、県としま しても関係の町と連携いたしまして、最大限国に協力してまいりたいと考えております。 それから新規事業化につきましてでございますが、かねてより津波回避バイパスとなる区 間の新規事業化ということで、既に5月30日でございますが、来年度予算の県の政策提言 ということで、与党、それから国土交通省に提言をしてきたところでございます。引き続 き本県のミッシングリンクの解消に向けまして、海部道路が一日も早く新規事業化されま すようにあらゆる機会をとらえまして提言を行うなど全力で取り組んでまいりたいと、こ のように考えてございますので、引き続き委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いし たいと思います。以上でございます。

寺井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。(12時02分)